

阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

	パブリックコメントに対するご意見	ご意見に対する町の考え方
1	<p>条例案第 10 条第 1 項に規定する隣接住民に、設置予定場所が行政区界に近い場合は隣接する行政区の住民を含めていただきたい。</p>	<p>条例(案)第10条第1項に規定しております「隣接住民」につきましては、条例(案)第2条(14)に規定しておりますとおり、事業区域に隣接する敷地の建物の使用者並びに土地の所有者が対象となりますので、隣接する敷地が行政区をまたぐ場合は、隣接する行政区の隣接住民も説明の対象となっております。</p> <p>また、条例(案)第10条第2項で規定しております「周辺住民に対する説明会の開催」につきましても、条例施行規則(案)第 5 条 1 項において、説明会の対象範囲が定めておりますが、範囲が行政区をまたぐ場合は、隣接する行政区の住民も説明会の対象となっております。</p>
2	<p>第 22 条 1 項 事業終了後の処置が規定されているのは良いと思う。ただし、事業終了前に運営者が倒産等で不在になっても、税金を投入することなく適正に処置できる仕組みが必要に思います。</p>	<p>事業終了前に運営者が倒産等で不在になった場合は、原則として事業承継者がその責務を引き継ぐものと考えられます。</p>